

公立大学法人宮崎公立大学審議会委員の報酬に関する規程

平成19年4月1日

規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の審議会委員（以下「委員」という。）の報酬及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 委員の報酬は、次に定めるとおりとする。

(1) 経営審議会委員 日額12,000円

(2) 教育研究審議会委員 日額12,000円

2 日額による報酬の支給は、その月分を翌月の15日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(旅費)

第3条 委員が職務のために旅行したときは、その旅行について、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、前条第1項に規定する者については、公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程に規定する教育職給料表による教授の職務にある者の受ける旅費相当額とする。

3 前項に定めるもののほか、委員に支給する旅費については、法人に勤務する職員の例による。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び旅費については、法人に勤務する職員の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。